

○高山市無料ごみ処理券配付用封筒等広告取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、高山市広告掲載要綱（平成20年1月4日決裁。以下「要綱」という。）に基づき実施する高山市無料ごみ処理券配付用封筒（以下「封筒」という。）及び高山市わが家のごみ収集カレンダー（以下「カレンダー」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

（広告の範囲）

第2条 封筒及びカレンダー（以下「封筒等」という。）に掲載する広告の範囲は、要綱第4条及び第5条の規定によるものとする。

（広告の規格等）

第3条 封筒等に掲載する広告の規格、枠数、場所、有効期間、最低基準料金等は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

（募集方法）

第4条 広告の募集は、市長が別に定める募集要項に基づき実施し、市ホームページ及び広報紙を広く活用し公募で行うものとする。

（申込要件）

第5条 封筒等に広告を掲載することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内に事業所を有する個人又は法人であること。
- (2) 要綱第5条第1項に規定する業種又は事業者該当しないものであること。
- (3) 市税の滞納がないこと。

（掲載の申込み）

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、高山市無料ごみ処理券配付用封筒等広告掲載申込書（別記様式第1号）に事業概要のわかる書面（パンフレット等）及び掲載しようとする原稿を添付し、市長に提出するものとする。

（広告の審査及び資格者の決定）

第7条 市長は、前条の申込書が提出されたときは、高山市広告審査委員会の審査を経て、申込者のうちから広告掲載枠を購入する入札に参加できる資格者（以下「資格者」という。）を決定し、申込者に対し、高山市無料ごみ処理券配付用封筒等広告掲載枠購入資格認定（不認定）通知書（別記様式第2号）により通知する。

（掲載の決定）

第8条 市長は、資格者のうちから、指名競争入札の方法により広告掲載枠の購入者（以下「広告主」という。）を決定するものとする。ただし、資格者の数が広告掲載枠数以下のときは、随意

契約の方法により広告主を決定するものとする。

- 2 前項の規定により広告主を決定したときは、次条の規定により決定した広告掲載の位置と併せて資格者に通知する。

(掲載の位置)

第9条 広告掲載の位置は、封筒については入札金額の高い順に別表第3 (①②の順) のとおりとし、カレンダーについては入札金額の高い順に別表第4 (①②③④の順) のとおりとする。

- 2 入札金額が同額の場合は、くじにより位置を決定するものとする。

(平22.8.18・平23.8.31・平25.9.13・一部改正)

(掲載料金の納付)

第10条 広告主は、市長が指定する期日までに広告の完全原稿(版下又は電子データ)を市長に提出するとともに、市が発行する納付書により広告の掲載料金を納付しなければならない。

(掲載の取消し)

第11条 市長は、広告主が指定する期日までに広告の掲載料金を納付しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(掲載料金の返還)

第12条 広告の掲載料金は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により、広告が掲載できなかったときは、この限りでない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、封筒等への広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則 (平成20年10月14日決裁)

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成22年8月18日決裁)

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成22年9月30日決裁)

- 1 この要領は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に存するこの要領による改正前の様式については、この要領による改正後の規定にかかわらず、平成23年3月31日まで使用することができる。

附 則 (平成23年8月31日決裁)

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成25年9月13日決裁)

この要領は、決裁の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（平22.8.18・平23.8.31・平25.9.13・一部改正）

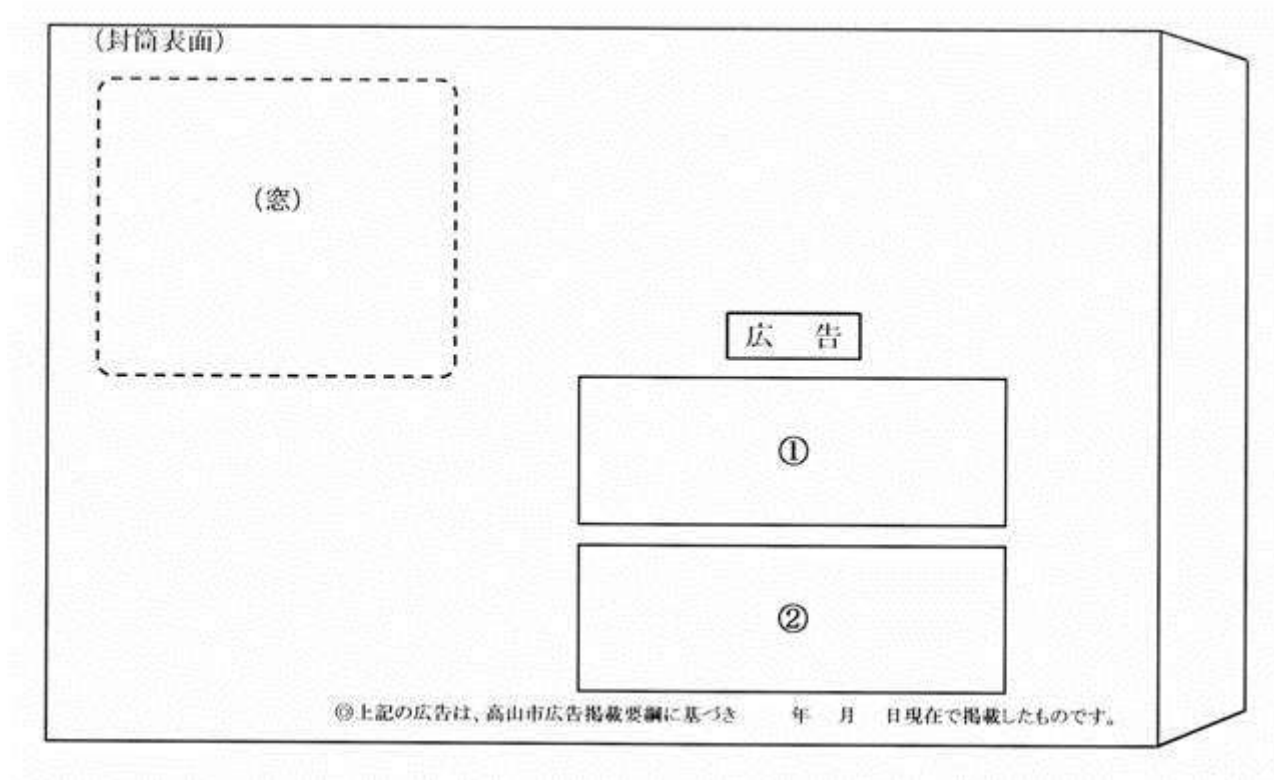
封筒の種類	角形2号（窓あき）
広告の規格	大きさ：縦6.0cm×横12.0cm 印刷色：黒
広告の枠数	2枠
広告の場所	封筒の表面
広告の有効期間	市が無料ごみ処理券を配付した日から当該無料ごみ処理券に記載された年度の末日まで
広告の最低基準料金	1枠につき25,000円

別表第2（第3条関係）

（平22.8.18・一部改正）

カレンダーの大きさ	A3判
広告の規格	大きさ：縦3.0cm×横13.0cm 印刷色：4色カラー
広告の枠数	4枠
広告の場所	カレンダーの下部
広告の有効期間	市がカレンダーを配付した日から当該カレンダーに記載された年度の末日まで
広告の最低基準料金	1枠につき35,000円

別表第3（第9条関係）
（平25.9.13・全改）



別表第 4（第 9 条関係）

（平 2 2 . 8 . 1 8 ・ 一 部 改 正）

(カレンダー表示)

①

②

③

④

◎上記の広告は、高山市広告掲載要綱に基づき 年 月 日現在で掲載したものです。